

個人市県民税 のしおり

(令和7年1月改訂)

Q&A



セキキッズ

秋田市

市県民税のしくみについて 1

市県民税と所得税ではどんなところが違いますか？	1
所得税が還付だと、市県民税も還付になりますか？	2
市県民税の課税・非課税の基準はどうなっていますか？	3
市外に引っ越します。市県民税はどうなりますか？	3
家族が亡くなりました。市県民税はどうなりますか？	4

市県民税の証明書について 4

市県民税の証明書を請求するには何が必要ですか？	4
市外に転出しました。所得証明書は転出先で取れますか？	4

申告について 5

所得がまったくありませんでしたが、申告は必要ですか？	5
給与所得のほかにも所得があります。申告は必要ですか？	5
確定申告をする必要がないと言われました。市県民税の申告も必要ありませんか？	5
公的年金しか収入がなく、税務署で申告不要と言われましたが、市県民税申告も不要ですか？	6
確定申告をしました。市県民税の申告も必要ですか？	6

所得や控除について 7

課税の対象にならない所得にはどんなものがありますか？	7
保険金を受け取りました。申告は必要ですか？	7
所得金額が同じなのに税額が違うのはなぜですか？	8
源泉徴収票や確定申告書と市県民税の控除額が異なるのはなぜですか？	8
所得が下がったのに税額が上がったのはなぜですか？	8
子どもがアルバイトをしています。市県民税は課税されますか？	
また、私の扶養控除の対象になりますか？	9
夫婦ともに所得があります。配偶者(特別)控除はどうなりますか？	10
医療費控除を受けるためには、どうしたらいいのでしょうか？	11
扶養に入っているのに市県民税が課税されているのはなぜですか？	12
ワンストップ特例制度は、どのような人が対象になりますか？	12

納付について 13

65歳以上で年金所得のみです。市県民税はどのように納めるのですか？	13
年金支払者からの年金振込通知書と秋田市からの納税通知書とで、住民税額が違うのですが？	13
退職しました。市県民税はどうなりますか？	14
退職時に市県民税は一括納付したのに、どうして納税通知書が送られてきたのですか？	14
再就職しました。給与からの天引きにできますか？	14
納税通知書が2通届きました。どうしてですか？	15
自宅に納税通知書が届きました。給与から天引きされているのにどうしてですか？	15
納期限までの納付が困難です。どのようにすればいいですか？	15

市県民税の計算方法について 16

給与所得があるかたの計算例	17
公的年金等の雑所得があるかたの計算例	19

市県民税の所得一覧 20

市県民税の所得控除一覧 21

市県民税の税額控除一覧 24



* 市県民税のしくみについて *



市県民税と所得税ではどんなところが違いますか？

市県民税と所得税は、どちらも所得に対して課税されるものだと聞きました。両者の違いはどこにあるのですか？



主な違いは次のとおりです。

- 1 市県民税は前年中の所得に対して課税され、県民税分も合わせて市に納めます。所得税は今年中の所得に対して課税され、国に納めます。
 - ※ 市県民税の呼びかたはお住まいの都道府県・市区町村により異なる（例：町県民税）ため、総称して住民税と呼ばれることがあります。

- 2 市県民税には「均等割」と「所得割」があります。
 - (1) 均等割…一定額を超えた所得があるかたに負担していただきます。（P 3参照）
 - (2) 所得割…所得控除額より所得額が大きいかたに負担していただきます。所得税には「均等割」に相当するものがなく、「所得割」に相当するものだけがあります。したがって、一定の所得があると、所得税が非課税でも、市県民税は課税となります。
 - ※ 均等割額（年額）は、市民税 3,000 円、県民税 1,800 円です。県民税 1,800 円には、「秋田県水と緑の森づくり税」800 円が含まれます。令和6年度から森林環境税（国税）1,000 円も均等割額と併せて市が徴収します。
 - ※ 秋田県秋田市は、市民税・県民税とも地方税法に基づく標準税率での課税のため、所得や控除が同じ場合、「秋田県水と緑の森づくり税」分を除くと、ほとんどの都道府県・市区町村と税額は変わりません。

- 3 所得控除の額が異なります。市県民税の控除額は、おおむね所得税より小さいため、所得税と市県民税では課税対象となる課税標準額（所得－所得控除額）が異なります。そのため所得税で課税標準額が0円で非課税でも、市県民税では課税標準額があり、所得割が課税になることがあります。※市県民税の控除額はP 21～P 23「市県民税の所得控除一覧」をご覧ください。

- 4 税率が違います。市県民税の税率は課税標準額に対し一律ですが、所得税は課税標準額に応じて税率が変わる超過累進課税となっています。

市県民税（所得割）

課税標準額	市民税	県民税
一律	6%	4%

所得税（平成27年分以降）

課税標準額	税率（%）	速算控除額
195万円以下	5	0円
195万円超330万円以下	10	97,500円
330万円超695万円以下	20	427,500円
695万円超900万円以下	23	636,000円
900万円超1,800万円以下	33	1,536,000円
1,800万円超4,000万円以下	40	2,796,000円
4,000万円超	45	4,796,000円

※課税標準額 × 税率 - 速算控除額 で算出します。

※復興特別所得税（2.1%）が計算後の税額に対してかかります。

5 税金の納付方法が違います。

市 県 民 税	給与収入のかた	毎年6月から翌年5月の給与から差し引かれます（給与からの特別徴収）。 ※ 給与と不動産などの所得がある場合、申告により給与以外を普通徴収にすることが可能です。
	年金収入のかた	年金分の税額は以下の徴収方法によって納めていただきます。 < 65歳以上（昭和35年1月1日以前生まれ）のかた > 年金支給月に年金から差し引かれます（公的年金からの特別徴収）。 詳細についてはP 13をご覧ください。 ※ 年金以外の所得がある場合は、年金からの特別徴収のほかに、給与からの特別徴収あるいは普通徴収での納付になる場合があります（P 15参照）。
		< 65歳未満（昭和35年1月2日以後生まれ）のかた > 給与所得のあるかたは、給与に課税される分とあわせて給与から差し引かれます（給与からの特別徴収）。 給与所得のないかたは、納付書か口座振替で納めていただきます（普通徴収）。
そのほかのかた（事業主など）	4期（6・8・10・1月）で納付書や口座振替などにより納付します（普通徴収）。 納税通知書は通常毎年6月上旬にお送りしています。	
所 得 税	給与収入のかた	毎年1月から12月までの給与と、ボーナスから概算額が差し引かれます（源泉徴収）。 年末に再計算して税額を精算します（年末調整）。
	そのほかのかた	自ら確定申告を行って、納付書か口座振替で納めていただきます（申告納付）。



所得税が還付だと、市県民税も還付になりますか？

私は税務署で前年の所得について確定申告をして、所得税の還付を受けました。市県民税の還付は受けられますか？



原則的に市県民税は還付にはなりません。

所得税は、給与や年金などの支払時に、支払額に応じた税額が源泉徴収で差し引かれます。しかし、その税額は確定したものではなく、年末調整や確定申告により年間の所得税を再計算し、天引き額が不足していれば納付、多ければ還付となります。

一方、市県民税は、前年の所得に対して税額を計算して納税通知書（会社から特別徴収のかたは税額通知書）をお送りしています。そのため既に納付された税額ではないので、還付にはなりません。

ただし例外的に、次のような場合などは還付が発生することがあります。

- ① 上場株式の配当等や上場株式等の譲渡益の支払を受け、それに応じた市県民税の税額が天引きされている場合
- ② 年金から市県民税が特別徴収されているが、仮徴収税額が最終的な年税額を上回っている場合（P 13参照）
- ③ 既に納付済の分について、申告などにより税額が減少した場合

Q 市県民税の課税・非課税の基準はどうなっていますか？

市県民税はいくらから課税になるのでしょうか？
私が障害者、未成年者、ひとり親の場合、影響があるのでしょうか？

A 課税の基準は所得に応じた次のとおりとなります。

障害者、未成年者、ひとり親控除または寡婦控除の対象者の場合、課税の基準が異なります。

1 均等割が課税されないかた（非課税）

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けているかた
 - (2) 障害者、未成年者、ひとり親控除または寡婦控除の対象者で前年の合計所得金額が135万円以下のかた
 - * 給与収入のみのかた 収入 204万4千円未満
 - * 65歳以上の公的年金収入のみのかた 収入 245万円以下
 - (3) 前年の合計所得金額が、次の額のかた
 - ア 扶養親族がないかた 41万5千円以下
 - * 給与収入のみのかた 収入 96万5千円以下
 - * 65歳以上の公的年金収入のみのかた 収入 151万5千円以下
 - イ 扶養親族がいるかた
31万5千円×(1+同一生計配偶者+扶養親族数)+28万9千円以下
- ※ 課税・非課税の基準額はお住まいの市区町村によって異なります。

2 所得割が課税されないかた

- (1) 前年の総所得金額等が、次の額のかた
 - ア 扶養親族がないかた 45万円以下
 - * 給与収入のみのかた 収入 100万円以下
 - * 65歳以上の公的年金収入のみのかた 収入 155万円以下
 - イ 扶養親族がいるかた 35万円×(1+同一生計配偶者+扶養親族数)+42万円以下
 - (2) 市県民税の合計所得と所得控除合計を比較して、所得控除合計の方が大きいかた
- ※ 同一生計配偶者には、配偶者特別控除（P 10 参照）対象の配偶者は含まれません。

Q 市外に引っ越します。市県民税はどうなりますか？

令和7年9月に秋田市からA市に引っ越します。残りの市県民税はどうなるのでしょうか。また、手続きは何か必要ですか？

A 令和7年度分は秋田市に納付いただきます。

令和7年度の市県民税は、令和7年1月1日現在実際に住んでいた市区町村で課税されます。1月2日以降に秋田市外に転出した場合も、令和7年度分の市県民税は1月1日現在住んでいた市区町村に一年分納めていただくため、秋田市への納付となります。

海外に出国されるかたで、出国後も納める税金が残っているかたは、出国前に納税管理人の指定が必要となりますので、市民税課までご連絡ください。



家族が亡くなりました。市県民税はどうなりますか？

私の家族が令和7年3月に亡くなりましたが、市県民税はどうなりますか？



令和7年度の市県民税は納付が必要になります。

令和7年度の市県民税は、令和7年1月1日現在秋田市に住んでいたかたに納めていただきます。1月2日以降、年の途中でお亡くなりになったかたに対しても、前年中の所得によっては、令和7年度の市県民税を納めていただく場合があります。その場合、相続されたかたが納税義務を引き継ぐことになります。

秋田市では、お亡くなりになったかたの相続人と思われるかた1名を代表者として任意に選定して納税通知書をお送りします。別の相続人のかたへ送付を希望される場合は、同封の「相続人代表者指定届」にご記入の上、返信用封筒でご返送ください。また、納税通知書送付前に送付先のご希望があれば、市民税課までご連絡ください。

なお、令和6年中に亡くなられたかたは、令和7年度の市県民税は課税されませんが、所得税の準確定申告が必要となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署へお問合せください。

* 市県民税の証明書について *



市県民税の証明書を請求するには何が必要ですか？

所得証明書や納税証明書を取りに窓口に行こうと思います。何を持って行けばいいですか？



本人確認ができる書類などが必要です。

証明書の請求時には本人確認を行っていますので、運転免許証、マイナンバーカード（通知カードは不可）、健康保険証、年金手帳、パスポートなど、本人確認ができる公的機関発行の書類をご持参ください。

本人または同居の親族以外のかたが請求する場合は、委任状が必要です。

また、納めて間もない市税の納税証明書を請求する場合は領収書をご持参ください。



市外に転出しました。所得証明書は転出先で取れますか？

令和6年12月に長年住んでいた秋田市からA市に転出しました。所得証明書はどこで取れますか？



所得証明書の年度によって異なります。

令和6年度の所得証明書は令和6年1月1日現在居住していた秋田市から交付されます。

令和7年度の所得証明書は令和7年1月1日現在居住していたA市から交付されます。

遠方などで窓口に来ることが難しいかたは、郵便またはオンラインで請求することもできますので、請求先の市区町村の税証明担当へお問合せください。

* 申告について *

Q 所得がまったくありませんでしたが、申告は必要ですか？

私はA市に単身赴任している配偶者に扶養されているのですが、秋田市から市県民税の申告書が届きました。私自身は働いていないため収入がありませんでしたが、申告は必要ですか？

A 申告が必要な場合もあります。

病気、失業中、学生等で所得がなかったかた、非課税所得（遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付など）のみのかた、誰かの扶養になっているかた、預貯金で生活しているかたなどは、必ずしも市県民税の申告は必要ありません。ただし、申告の内容は、各種所得に関する証明の発行や国民健康保険税などの算定の基礎資料となりますので、市県民税の所得・課税証明書が必要なかた、国民健康保険などに加入されているかた、市が実施する行政サービスを受けるために申告が必要なかたなどは、前年中の所得がなかった旨の申告が必要となります。

Q 給与所得のほかにも所得があります。申告は必要ですか？

私は会社員のかたわら農業を営んでおり、その所得が15万円ほどあります。給与以外の所得が20万円以下であれば、所得税の申告はしなくてもいいと聞きましたが、市県民税の申告は必要ですか？

A 市県民税の申告は必要です。

所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の場合には確定申告が不要となっています。

一方、市県民税は、他の所得と合計して税額を計算しますので、ご質問のように、給与所得以外の所得がある場合には、所得が20万円以下であっても、金額の多少に関わらず申告をしていただく必要があります。

Q 確定申告をする必要がないと言われました。市県民税の申告も必要ありませんか？

税務署へ確定申告に行ったところ、所得控除の合計額が所得の合計額より多く、所得税がかからないので確定申告をする必要はないと言われました。市県民税の申告もしなくていいのでしょうか？

A 市県民税が課税される場合がありますので申告をお勧めします。

同じ所得控除でも所得税と市県民税の控除額が異なったり、市県民税には均等割という制度があったりすることなどから、所得税がかからなくても市県民税は課税になることがありますので、市県民税申告をすることをお勧めします。

また、市県民税の申告書は国民健康保険税などの税額算定の資料にもなっています。なお、収入が公的年金のみのかたは次のページの項目もご覧ください。



公的年金しか収入がなく、税務署で申告不要と言われましたが、市県民税申告も不要ですか？

私は年金で生活をしており、他の収入はありません。
公的年金で収入 400 万円以下の方は、申告が不要と聞いたのですが、市県民税申告もしなくていいのでしょうか？



市県民税の申告をすれば税額が下がる場合があります。

公的年金などの収入金額が 400 万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下のかたは、所得税の確定申告は必要ありません。

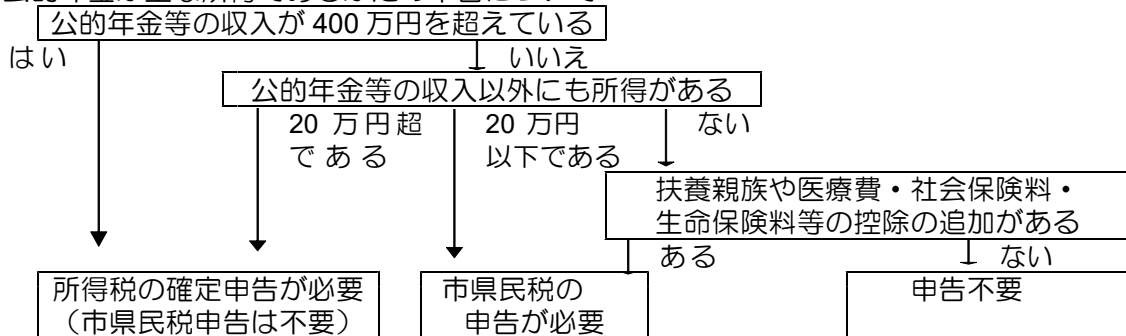
また、公的年金を受給されているかたについては、公的年金の支払者から秋田市に提出される公的年金等支払報告書（源泉徴収票と同じ内容）の所得額や所得控除額をもとに市県民税額を計算しますので、収入が公的年金のみのかたは、必ずしも市県民税の申告は必要ありません。

しかし、公的年金等支払報告書に記載されている所得控除以外の社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費などの控除がある場合は、市県民税申告により税額が下がる場合があります。（※1）

個人によって事情は異なりますので、詳しくは市民税課へお問合せください。

（※1）65 歳以上のかたで公的年金等の収入が 151 万 5 千円以下のかたは市県民税が非課税になりますので、市県民税の申告をしても税額は変わらず 0 円です。

○公的年金が主な所得であるかたの申告について



- ・「市県民税の申告が必要」や「申告は不要」の場合でも、年金から所得税が源泉徴収されており、所得税の計算で還付になる場合は、税務署での確定申告をお勧めします。
- ・上記に関わらず、外国の公的年金がある場合は申告が必要です。



確定申告をしました。市県民税の申告も必要ですか？



申告は必要ありません。

税務署で確定申告をしているかたは、その確定申告書が市県民税の課税資料のひとつとなりますので、あらためて市県民税申告書を提出する必要はありません。

* 所得や控除について *

Q 課税の対象にならない所得にはどんなものがありますか？

失業中に受給していた失業保険は課税されないと聞きましたが、課税にならない所得にはそのほかにどのようなものがありますか？

A ほかに遺族年金や障害年金などがあります。

雇用保険の失業給付のほかに、遺族年金、障害年金、通勤手当（上限あり）や出張旅費、損害賠償金、感謝料、見舞金、宝くじの当選金品、生活保護法による保護金品、児童手当、児童扶養手当、国や地方自治体の実施する子育てに係る助成金などがあります。

Q 保険金を受け取りました。申告は必要ですか？

生命保険（損害保険）の保険金を受け取りました。課税されるのでしょうか？

A 申告をして、税金の納付が必要な場合があります。

保険金を受け取る場合、その保険金が被保険者の死亡によるものか、満期によるものか、契約者は誰か、受取人は誰かによって納める税金の種類が異なります。保険金を一時金で受領した場合、所得税・市県民税の課税の対象金額は、次のように計算します。

- 一時所得の金額＝（受取保険金－支払保険料）－特別控除額 50 万円
- 総所得金額への算入額＝一時所得の金額×1/2

- ※ 1年間で2回以上の支払を受けた場合は、合計後に特別控除以降の計算をします。
- ※ 計算の結果がマイナスや0になった場合は、総所得金額へは算入しません。

	契約者	被保険者	受取人	税金の種類	説明
満期 保険金	本人	本人	本人	所得税・市県民税 （一時所得）	契約者と受取人が 同じ名義の場合
	本人	Aさん	Aさん	贈与税	契約者と受取人が 違う名義の場合
死亡 保険金	本人	本人	Aさん	相続税	契約者と被保険者が同じで 受取人が違う名義の場合
	本人	Aさん	本人	所得税・市県民税 （一時所得）	契約者と受取人が 同じ名義の場合
	本人	Aさん	Bさん	贈与税	契約者・被保険者・受取人が それぞれ違う名義の場合

※ 贈与税・相続税については、税務署にお問合せください。

Q 所得金額が同じなのに税額が違っているのはなぜですか？

私と弟は所得金額が同じですが、市県民税は私のほうが多いです。どうしてですか？

A 所得金額や税額から差し引きできる金額（所得控除額・税額控除額）が違うからです。

市県民税の所得割の税額は、所得額から所得控除を差し引いた課税標準額に対して税率をかけ、そこから税額控除を引きます（P 16 参照）。

所得控除は、納税者に扶養している配偶者や親族がいる、病気や災害などによる出費があるなどを考慮し、納税者の実情に応じて税負担を求めるため、所得金額から差し引くことになっているものです。

したがって、所得割が課税される場合は、所得金額が同じであっても、所得控除が大きい方が、市県民税の税額は小さくなります。控除の種類は、P 21 ～P 25 をご覧ください。

Q 源泉徴収票や確定申告書と市県民税の控除額が異なるのはなぜですか？

会社からの源泉徴収票や確定申告書と、市県民税の特別徴収税額の決定通知書や納税通知書では所得控除の額が異なっているのですが、どうしてでしょうか。

A 所得税と市県民税では所得控除の額が異なります。

所得税と市県民税では同じ控除であっても、控除額が異なります。

源泉徴収票や確定申告書に記載される額は所得税の控除額ですが、市県民税の特別徴収税額の決定通知書や納税通知書では市県民税の控除額が記載されています。

なお、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除は、所得税と市県民税の控除額が同じです。

Q 所得が下がったのに税額が上がったのはなぜですか？

昨年度より所得が下がったのに市県民税の税額が上がりました。どうしてでしょうか。

A 所得より所得控除の減少の方が大きいことなどが考えられます。

1 所得控除の減少が所得の減少よりも大きい場合

昨年度まで扶養していた人が扶養から外れた、社会保険料の支払額が小さくなったなどで、所得の減少よりも所得控除の減少が大きい場合は、課税標準額（P 16 参照）が昨年度より大きくなるため、税額は上がることになります。

2 扶養や控除が適用されていない場合

申告漏れなどのため、本来の扶養や控除が適用されていない場合があります。特に年の途中で退職し年末調整を行っていない場合、申告がないと給与から天引きされていた社会保険料分以外の控除は適用されていません。昨年度の納税通知書と比較し、漏れている内容があればすみやかに申告してください。

収入が公的年金のみのかたも、市県民税の申告で、税額が下がる場合があります。詳細はP 6 をご覧ください。



子どもがアルバイトをしています。市県民税は課税されますか？
また、私の扶養控除の対象になりますか？

私の子どもがアルバイトをしています。市県民税は課税されるのでしょうか？
また、私の扶養控除の対象になるのでしょうか？



子ども自身は一定金額を超えると課税されます。
扶養控除は所得が48万円以下であれば対象になります。

1 子どもの課税・非課税について

子どもが未成年者の場合は、前年の合計所得金額が135万円（給与収入のみの場合、収入204万4千円）を超えると課税されます。

子どもが成年者の場合は、扶養者がいなければ合計所得金額が41万5千円（給与収入のみの場合、収入96万5千円）を超えると課税になります（P3参照）。

なお、学生は、合計所得金額が75万円以下（給与収入のみの場合、収入130万円以下）で、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の場合、勤労学生控除（26万円）を受けることができます。

2 扶養控除について

扶養控除は、16歳以上の生計を一にしている親族で、事業専従者ではなく、前年の合計所得金額が48万円以下（給与収入のみの場合、収入103万円以下）であれば、対象にできます。合計所得金額が48万円を超えると、扶養控除の対象にすることはできません。

生計を一にするとは、生活費を一緒にしていることをいい、必ずしも一緒に住んでいることは必要ではありません（市外の子どもに定期的に仕送りをしている場合などは、生計を一にしていることとなります）。

また、16歳未満の年少扶養のかたは扶養控除の対象にはなりません。市県民税の課税・非課税の判定（P3参照）や他の制度では、年少扶養も含めた扶養人数を用いますので、年末調整や申告の際は、年少扶養のかたも忘れずに申告してください。

確定申告の場合、第二表の「配偶者や親族に関する事項」へ、市県民税申告の場合、「16歳未満の扶養親族」欄へ必ずご記載ください。給与支払報告書に記載されていても、確定申告書に記載がない場合、年少扶養は適用されません。

※ 税法上の扶養と健康保険の扶養は要件が異なり、別の仕組みです。

市県民税は前年の所得（所得税はその年の所得）で扶養を判断しますが、健康保険は今後の収入見込み額で判断する例が多くなっています。そのため、健康保険の扶養と税法上の扶養とは、該当要件が異なる場合があります。

保険の扶養の対象範囲等は、加入されている健康保険によって異なりますので、詳しくはお勤め先や各健康保険の事業所などにお問合せください。

なお、国民健康保険には扶養の制度はありません。





夫婦ともに所得があります。 配偶者（特別）控除はどうなりますか？

私の配偶者はパートで働いていますが、配偶者のパート収入がいくらまでなら、私の所得から配偶者（特別）控除が受けられますか？
また、配偶者自身の税金はどのようになるのでしょうか？



下の表のとおりとなります。

○パート収入と、本人の控除・配偶者自身の税金の関係（パート以外の収入がない場合）

配偶者の パート収入	本人の	配偶者自身の	
	配偶者（特別）控除	所得税	市県民税
96万5千円以下	◎ 配偶者控除が	◎ かかりません	◎ かかりません
96万5千円超 103万円以下	受けられます（下表参照）		× かかります
103万円超 201万5,999円以下	◎ 配偶者特別控除が	× かかります （注1）	（注2）
201万5,999円超	× 受けられません		

○配偶者控除・配偶者特別控除（市県民税分） ※ 令和3年度課税以降

	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額 （給与所得だけの場合の給与収入金額）			【参考】 配偶者の収入が給 与所得のみの場合 の配偶者の給与等 の収入額
		900万円以下 （1,095万円以下）	900万円超 950万円以下 （1,095万円超 1,145万円以下）	950万円超 1,000万円以下 （1,145万円超 1,195万円以下）	
配偶者 控除	48万円以下				103万円以下
	控除対象配偶者 老人控除対象配偶者（注3）	33万円 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円	
配偶者 特別 控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	103万円超 155万円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	155万円超 160万円以下
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	160万円超 1,667,999円以下
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下	
	133万円超	対象外	対象外	対象外	2,015,999円超

- ※ 本人の合計所得が1,000万円超の場合は、配偶者控除・配偶者特別控除の適用外です。
- ※ 配偶者控除と配偶者特別控除は重複適用できません。

- （注1）配偶者自身の所得税は、収入103万円超であっても、所得より所得控除が大きければ非課税となります。
- （注2）配偶者に扶養者がいたり、障害者控除に該当したりする場合は、収入金額により非課税になる場合があります。
- （注3）配偶者控除の適用になる配偶者が70歳以上（昭和30年1月1日以前生まれ）のかたである場合に該当します。



医療費控除を受けるためには、どうしたらいいのでしょうか？

昨年、家族が入院したため多額の医療費がかかりました。
医療費控除について教えてください。



支払った医療費の額を明細書などにまとめて申告してください。

自分や家族のために支払った医療費が一年間で一定の金額を超えた場合には、申告すると医療費控除を受けることができ、市県民税額が下がる場合があります。

※ 市県民税が非課税や均等割のみの課税になるかた（P3参照）は、医療費控除の申告を行っても、市県民税の税額には影響がありません。

1 控除額の計算

その年中に 支払った 医療費	-	保険などから 補てんされる 金額	-	10万円または 総所得金額等の5% (どちらか少ない方の金額)	=	医療費 控除額 (上限200万円)
----------------------	---	------------------------	---	---------------------------------------	---	-------------------------

※ 総所得金額が200万円未満のかたは10万円ではなく、総所得金額の5%を超えた金額（10万円より小さい額）が医療費から差し引かれます。

2 医療費控除の申告手続き

所得税が課税されているかたは税務署へ所得税の確定申告を、所得税が課税されないかたは市役所に市県民税申告を行います。

医療費通知（健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」）、または支払った医療費の額などを自分でまとめた明細書の添付が必要です。添付がない場合、医療費控除は適用されません。

なお、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

〈対象となる医療費の例〉

- ・治療や療養に必要な医薬品の購入費
- ・医師や歯科医師に支払った治療費
- ・治療のためにマッサージ師、はり師、きゅう師などに支払った施術料
- ・治療のために直接必要な通院費用（バス・電車等）、入院時の部屋代や食事代

〈対象とならない医療費の例〉

- ・インフルエンザなど病気の予防接種の費用
- ・健康増進や病気の予防のための医薬品の購入費
- ・人間ドックなどの健康診断のための費用
- ・容姿の美化や容貌を変えることなどを目的とする整形手術の費用
- ・医師や看護師に対する謝礼、診断書の作成料、入院の病衣代
- ・自己都合で希望する差額ベッド料金
- ・おむつ代（医師が発行した「おむつ使用証明書」がある場合を除きます。）
- ・車で通院した際のガソリン代・駐車場代

※ 介護保険制度に関する居宅サービスや施設サービスは、対象になる部分とならない部分がありますので、ご利用の介護サービス事業者にもお問合せください。

■医療費控除の特例（上記の通常の医療費控除との重複適用は不可）

健康の保持促進や疾病予防の取組を行うかたが、特定一般用医薬品等を購入した対価を支払った場合に受けられる控除です。

$$\text{控除額（限度額8万8千円）} = \text{特定一般用医薬品等の購入額} - \text{保険などから補てんされる金額} - 1万2千円$$

Q 扶養に入っているのに市県民税が課税されているのはなぜですか？

私は夫の扶養に入っていますが、市県民税の納税通知書が届きました。
どうしてでしょうか。

A 市県民税の課税基準と、扶養の所得要件が異なるため、扶養されていても課税される場合があります。

扶養に入れるのは、昨年の合計所得金額が 48 万円（給与収入のみの場合は 103 万円、65 歳以上で年金収入のみの場合は 158 万円）以下のかたです。

また、市県民税は合計所得金額が 41 万 5 千円（給与収入のみの場合は 96 万 5 千円、65 歳以上で年金収入のみの場合は 151 万 5 千円）を超えると課税されます。

市県民税は、前年の所得に対して課税されますので、今年扶養されていても、昨年に一定以上の所得があれば課税されます。（P10 参照）

Q ワンストップ特例制度は、どのような人が対象になりますか？

確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金税額控除を受ける仕組みとして、ワンストップ特例制度があると聞きました。

どのような人が対象になりますか。

A 対象となるのは、次の 1 と 2 の両方に当てはまるかたです。

- 1 勤務先で年末調整される給与所得者等で、ふるさと納税の寄附金税額控除を受ける目的以外で、確定申告や市県民税の申告を行う必要がないかた。
- 2 ふるさと納税をされる自治体が 5 団体以内のかた

※ 確定申告を行わなければならない自営業者等のかたや、給与所得者のかたでも医療費控除等で確定申告を行うかたなどは対象になりません。

※ ひとつの自治体に複数回寄附した場合は、1 団体としてカウントされます。寄附した自治体が 5 団体を超えた場合、その年はワンストップ特例制度の適用は受けられないため、確定申告を行ってください。

※ ワンストップ特例後に、確定申告や市県民税申告を行った場合、ワンストップ特例の対象外となります。



* 納付について *

Q 65歳以上で年金所得のみです。
市県民税はどのように納めるのですか？

A 公的年金からの特別徴収（天引き）での納付になります。

令和6年中に公的年金を受給しており、令和7年4月1日現在 65歳以上のかたは、公的年金分に課税される市県民税は、公的年金からの特別徴収（天引き）による納付となります。なお、公的年金から特別徴収される市県民税は、普通徴収（納付書か口座振替）を選択することはできませんのでご了承ください。

- ※ 特別徴収が行われる年金は、介護保険料が特別徴収されている公的年金です。
- ※ 特別徴収が行われる税額は、すべての公的年金の収入金額（遺族年金や障害年金は除きます）から算出した市県民税額です。
- ※ 令和7年1月2日以後に秋田市外へ転出された場合や、年金に関する所得の税額変更があった場合、一定の条件で特別徴収が中止となります。

○市県民税の納め方（例）

1 特別徴収初年度の納め方

納付方法	普通徴収（納付書などで納める）		特別徴収（公的年金から引き落とし）		
納付月	6月（第1期）	8月（第2期）	10月	12月	2月
年税額 60,000円	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	年税額の半分 30,000円を 2回に分けて納付		年税額の半分 30,000円を 3回に分けて引き落とし		

2 特別徴収2年目以降の納め方

1のかたの年税額が66,000円になった場合（年税額は毎年6月に確定します。）

納付方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年税額 66,000円	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円
	前年度の年税額 60,000円 の半分の30,000円を3回に分けて 引き落とし			年税額から仮徴収額 30,000円を差し引いた額 36,000円を3回に分けて 引き落とし		

- ※ 特別徴収2年目以降のかたでも、年の途中で年金からの市県民税の特別徴収ができなくなった場合、翌年度の10月からの特別徴収再開となるため、翌年度の6月と8月は納付書か口座振替での納付が必要となります。

Q 年金支払者からの年金振込通知書と秋田市からの納税通知書とで、住民税額が違うのですが？

A 実際の税額は秋田市からお送りする納税通知書の税額です。

秋田市が日本年金機構等の年金支払者に、年金からの引き落としの依頼を行ったあと、実際に引き落としされる税額が反映されるまで数ヶ月かかるため、税額の変更が直近の年金振込通知書に反映されない場合があります。

Q 退職しました。市県民税はどうなりますか？

年の途中で退職しました。給与から引かれていた市県民税はどうなるのでしょうか？
また、今後の市県民税はどうなるのでしょうか？

A 退職に関する市県民税は次のとおりです。

1 給与からの天引きができなくなった分について

給与から天引き（特別徴収）されている市県民税は、一年分を6月から翌年5月までの12回に分けて納付していただきますが、年の途中で退職した場合は、天引きできなくなった残額を自分で納付（普通徴収）することになります。たとえば、9月に退職した場合、残りの10月分から翌年5月分は、自分で納付します。ただし、退職時に残りの市県民税を一括徴収した場合は、自分で納付する分はありません。また、年税額は変わりません。
納税通知書（納付書）は、お勤め先から市へ退職の届出が提出されてから、お送りします。

自分で納付する場合、普通徴収の納期の6・8・10・1月の年4回に合わせるため、退職の届出の時期によって残額分は1～3回での納付になります。

2 退職金に係る分について

退職時に支払われた退職金に係る市県民税は、給与など他の所得とは分離して、退職金から天引きされます。

3 退職した翌年度の市県民税について

退職した翌年度の市県民税は、前年中の所得をもとに、自分で納付することになり、納税通知書は6月上旬に発送予定です。

Q 退職時に市県民税は一括納付したのに、 どうして納税通知書が送られてきたのですか？

私は令和7年3月に会社を退職し、退職時に市県民税は一括で納めました。
その後は無収入ですが、6月に納税通知書が自宅に届きました。なぜですか？

A 一括で納めた分とは年度が異なります。

市県民税は前年中（1月から12月）の所得に基づいて課税され、給与所得者の場合、一年間の税額を6月から翌年5月までに分割して給与から天引きされます。

この場合、令和7年3月の退職時に一括で天引きされたのは令和5年中の所得に基づいて課税された令和6年度分の市県民税のうち、退職により天引きできなくなった分の税額になります。退職金から引かれている場合は、退職金に係る市県民税の場合もあります。

また、6月に届いたのは令和6年中の所得に基づいて課税された令和7年度分の市県民税の納税通知書になります。

Q 再就職しました。給与からの天引きにできますか？

退職したため、納税通知書を受け取りましたが、再就職しています。
給与からの天引きにできますか？

A 可能です。新しいお勤め先をお願いしてください。

給与からの天引き（特別徴収）に切り替えることが可能です。お勤め先を通じての手続きになりますので、納付書を持って新しいお勤め先をお願いをしてください。

ただし、65歳以上のかたの年金に係る分、納期限を過ぎた分、昨年度以前分の市県民税は、特別徴収に切り替えることはできませんので、ご注意ください。

Q 納税通知書が2通届きました。どうしてですか？

自宅へ私宛ての市県民税の納税通知書が2通届きました。
こんなことってあるのでしょうか？

A 届いた時期によって次のようなことが考えられます。

1 ほぼ同時期に届いた

新年度分の納税通知書は毎年6月上旬に発送しますが、4月から5月頃に退職し給与から天引きできなくなった前年度分の税額がある場合、お勤め先から秋田市への届出時期によって、前年度分の納税通知書も同時期に発送される場合があります。

また、年度の途中で複数年分の申告をされた場合や、年金の支給額がさかのぼって複数年分変更になった場合も同様に、一度に2通以上の納税通知書が届く場合があります。納税通知書の「〇〇年度」欄をご確認ください。

2 時期が異なって届いた

申告をした場合や年金額の改定などにより、年の途中で税額が変更になった場合は、再度変更した通知書をお送りします。その際は、新しい納付書を使って納めてください。

Q 自宅に納税通知書が届きました。 給与から天引きされているのにどうしてですか？

毎月の給与から市県民税が天引きされているのに、自宅にも納税通知書が届きました。
二重に課税されていませんか？

A 年金など給与所得以外の分、あるいは異なる年度分です。

1 給与所得以外の所得や年金分の場合があります。

確定申告書や市県民税申告書には、給与所得や公的年金等に係る所得以外の所得（その他の所得）分の市県民税を、給与所得分の税金と合わせて給与から天引き（特別徴収）するか、その他の所得分だけを納付書や口座振替で納付（普通徴収）するかを選択できる欄があります。普通徴収を選択したかたにはその他の所得分についての通知書を本人にお送りします。

また、65歳以上のかたの公的年金等に係る所得分の市県民税は、給与から天引きすることができず、公的年金からの特別徴収となるため（P 13 参照）、給与分とは別に通知書をお送りしています。

2 異なる年度分の税金の場合があります。

2年以上前の収入や控除の内容などに変更が生じた場合の税額の増額分は、今年の給料からの天引きで調整できないため、あらかじめ2年以上前の年度分の税額を計算し、直接本人に通知します。納税通知書の「〇〇年度」欄をご確認ください。

Q 納期限までの納付が困難です。どのようにすればいいですか？

納税通知書が届きましたが、仕事を解雇されて納期限までの納付が困難です。
どのようにすればいいですか？

A 納税相談をお受けします。

納税通知書（納付書）が届いたものの、収入が激減したなどの事情により納付が困難である場合は、納期限の延期や納付金額の分割等について納税課で相談をお受けします。

なお、納期限の延長や納付金額の分割を行っても納付が困難であり、大幅に所得が減少し、かつ所得の減少理由が会社都合や病気による退職など一定の要件に該当する場合は、減免制度が適用される場合もあります。減免の適用には各納期限前7日までの申請が必要ですので、まずは市民税課にご相談ください。

＊市県民税の計算方法について＊

手順1 所得金額の算出

収入から必要経費を差し引き、所得金額を算出します。

収入金額	－	必要経費	＝	所得金額
------	---	------	---	------

- ※ 給与所得は、給与収入から【給与所得金額の計算表】(P 17) を用いて計算します。
- ※ 公的年金に係る雑所得は、公的年金の収入から【公的年金等の雑所得の計算表】(P 18) を用いて計算します。
- ※ 給与所得と公的年金等に係る雑所得がどちらもあるかたは次のように給与所得を算出します。

給与所得 (上限10万円)	+	公的年金等に係る雑所得 (上限10万円)	－10万円＝	所得金額調整控除
				(マイナスの場合は0)

給与所得金額の計算表 (P17) を 基に算出した給与所得	－	所得金額調整控除	＝	給与所得
----------------------------------	---	----------	---	------

手順2 課税標準額の算出

所得金額から所得控除額を差し引き、課税標準額(課税対象となる所得)を算出します。

所得金額	－	所得控除額	＝	課税標準額
所得の種類はP20を ご覧ください		所得控除の種類は P21～P23をご覧ください		

手順3 所得割額の算出

課税標準額に税率 10 % (市民税 6 %、県民税 4 %) を乗じ、税額控除額を差し引いて所得割額を算出します。

課税標準額	×	税率	－	税額控除額	＝	所得割額
		市民税 6% 県民税 4%		税額控除の種類は P24・25をご覧ください		

手順4 市県民税額の算出

所得割額に均等割額 4,800 円 (市民税 3,000 円、県民税 1,800 円) を足して、市県民税額を算出します。

所得割額	+	均等割額	＝	市県民税の年税額
		市民税 3,000円 県民税 1,800円		

- ※ 土地・建物の譲渡や株式の譲渡などによる所得は税率が異なります。
- ※ 県民税均等割額 1,800 円には秋田県水と緑の森づくり税 800 円が含まれます。
- ※ 令和6年度から森林環境税(国税) 1,000 円も均等割額と併せて市が徴収します。

【給与所得金額の計算表】

給与等の収入金額(円)	給与所得の金額	
550,999円以下	0円	
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額－550,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入金額÷4=B (千円未満切り捨て)	
1,800,000円 ～ 3,599,999円		B×2.4+100,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		B×2.8-80,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円	
8,500,000円以上		B×3.2-440,000円
	収入金額－1,950,000円	

○給与所得があるかたの計算例

<令和6年分 給与所得の源泉徴収票>

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 秋田市山王〇-△-□	受給者番号 0901	個人番号 [個人番号]
氏名 秋田 市郎	フリガナ アキタ イチロウ	住所 秋田 市郎
種別 給与	支払金額 3,794,854	給与所得控除後の金額 2,593,600
源泉控除対象配偶者の有無等 ○	配偶者(特別)控除の額 380,000	所得控除の額の合計額 1,437,899
源泉徴収税額 58,900	社会保険料等の金額 493,331	源泉徴収税額 58,900
生命保険料の控除額 50,000	地震保険料の控除額 34,568	所得控除の額の合計額 1,437,899
新生命保険料の金額 109,876	配偶者の合計所得 16歳未満の扶養親族	所得控除の額の合計額 1,437,899
住宅ローン等特別控除 16歳未満の扶養親族	中途就・退職 受給者生年月日 昭和56.2.1	所得控除の額の合計額 1,437,899
支払者 株式会社 秋田〇工業		

(1) 給与所得金額の計算表より給与所得を求めます。

$$3,794,854 \text{ 円} \div 4 = 948,713 \text{ 円}$$

千円未満切捨 948,000 円

$$948,000 \text{ 円} \times 3.2 - 440,000 \text{ 円} = \underline{2,593,600 \text{ 円} \dots \textcircled{1}}$$

※ 給与所得＝給与所得控除後の金額
 ※ 給与収入が850万円超のかたであれば、所得金額調整控除を適用できる場合があります。

(2) 所得控除の内訳
 (控除の種類と内訳についてはP 21～P 23をご覧ください。)
 所得税と市県民税では同じ控除であっても、控除額が異なります。確定申告書や源泉徴収票などに記載されているのは所得税の控除額です。市県民税の控除額に置き換えて計算します。

社会保険料控除	493,331 円
生命保険料控除	35,000 円
地震保険料控除	17,284 円
配偶者控除	330,000 円
基礎控除	430,000 円

所得控除額合計 1,305,615 円…②

(3) ①の所得金額から②所得控除額を差し引き、課税標準額(課税対象となる所得)を算出します。

$$2,593,600 \text{ 円} - 1,305,615 \text{ 円} = 1,287,985 \text{ 円}$$

千円未満切捨 1,287,000 円(課税標準額)…③

- (4) ③の課税標準額に税率 10 % (市民税 6 %、県民税 4 %) を乗じ、税額控除額を差し引いて所得割額を算出します。
税額控除 (調整控除などの算出のしかた) については P 24・25 をご覧ください。

・ 所得税と市県民税の人的控除額の差額を調整します (調整控除)。
 配偶者控除 50,000 円
 基礎控除 50,000 円 } 調整控除額合計 100,000 円…④

※ 課税標準額③が 200 万円以下なので、課税標準額③と調整控除額合計④のいずれか小さい額の 5 % (市 3 %・県 2 %) に相当する金額を控除します。

1,287,000 円 (課税標準額③) > 100,000 円 (調整控除額合計④)

市民税調整控除額 100,000 円 × 3 % = 3,000 円
 県民税調整控除額 100,000 円 × 2 % = 2,000 円

市民税所得割額 1,287,000 円 × 6 % - 3,000 円 = 74,220 円 → 74,200 円 (100 円未満切捨)
 県民税所得割額 1,287,000 円 × 4 % - 2,000 円 = 49,480 円 → 49,400 円 (100 円未満切捨)

- (5) 所得割額に均等割額 4,800 円 (市民税 3,000 円、県民税 1,800 円) を足して、市県民税額を算出します。森林環境税 (国税) 1,000 円も均等割額と併せて市が徴収します。

市民税 74,200 円 + 3,000 円 = 77,200 円
 県民税 49,400 円 + 1,800 円 = 51,200 円
 森林環境税 (国税) 1,000 円
市県民税 (年税額) 129,400 円

【公的年金等の雑所得の計算表】

● 65 歳以上のかた (昭和 35 年 1 月 1 日以前生まれのかた)

公的年金等の収入金額 =Aとする	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1千万以下	1千万超2千万以下	2千万超
330万未満	A-110万	A-100万	A-90万
330万以上410万未満	A×75%-27万5千	A×75%-17万5千	A×75%-7万5千
410万以上770万未満	A×85%-68万5千	A×85%-58万5千	A×85%-48万5千
770万以上1千万未満	A×95%-145万5千	A×95%-135万5千	A×95%-125万5千
1千万以上	A-195万5千	A-185万5千	A-175万5千

※ 収入が年金だけの場合、他の人の扶養になれる年金収入は 158 万円以下です。
 また、年金収入が 151 万 5 千円以下のかたは非課税です (P 3 参照)。

● 65 歳未満のかた (昭和 35 年 1 月 2 日以後生まれのかた)

公的年金等の収入金額 =Aとする	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1千万以下	1千万超2千万以下	2千万超
130万未満	A-60万	A-50万	A-40万
130万以上410万未満	A×75%-27万5千	A×75%-17万5千	A×75%-7万5千
410万以上770万未満	A×85%-68万5千	A×85%-58万5千	A×85%-48万5千
770万以上1千万未満	A×95%-145万5千	A×95%-135万5千	A×95%-125万5千
1千万以上	A-195万5千	A-185万5千	A-175万5千

※ 収入が年金だけの場合、他の人の扶養になれる年金収入は 108 万円以下です。
 また、年金収入が 101 万 5 千円以下のかたは非課税です (P 3 参照)。

○公的年金等の雑所得があるかたの計算例

<令和6年分 公的年金等の源泉徴収票>

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	秋田市山王〇-△-〇	
(フリガナ)	アキタ イチオ	生年	明治【大正【昭和【平成
氏名	秋田 市夫	月日	25年 1月 23日
区	分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号適用分		2,572,910円	19,248円
所得税法第203条の3第2号適用分			
所得税法第203条の3第3号適用分			
所得税法第203条の3第4号適用分			
本人	控除対象扶養親族の数	障害者の数	社会保険料の額
特別の障害者	一般 老人 特定 老人 その他	特別 その他	95,652
(フリガナ)	アキタ イチオ	区分	区分
氏名	秋田 市子	1	
(フリガナ)	アキタ イチオ	区分	区分
氏名		2	
法人番号	6 0 0 0 0 0 1 2 0 7 0 0 0 1		
所在地	東京都千代田区霞が関1丁目2番2号		
名称	官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長		
電話番号			

(1) 公的年金等の雑所得の計算表 (P 18) より雑所得を求めます。

秋田さんは65歳以上のため、「65歳以上のかた」の計算式を使います。

$$2,572,910 \text{円} - 1,100,000 \text{円} = \underline{1,472,910 \text{円}} \text{①}$$

(2) 所得控除の内訳

(控除の種類と内訳についてはP 21 ~ P 23 をご覧ください。)

社会保険料控除	95,652円	}	<u>所得控除額合計 905,652円</u> …②
配偶者控除(老人)	380,000円		
基礎控除	430,000円		

(3) ①の所得金額から②所得控除額を差し引き、課税標準額(課税対象となる所得)を算出します。

$$1,472,910 \text{円} - 905,652 \text{円} = 567,258 \text{円}$$

千円未満切捨 567,000円(課税標準額)…③

(4) ③の課税標準額に税率10%(市民税6%、県民税4%)を乗じ、税額控除額を差し引いて所得割額を算出します。
税額控除(調整控除などの算出のしかた)についてはP 24・25 をご覧ください。

・所得税と市県民税の人的控除額の差額を調整します(調整控除)。		}	<u>調整控除額合計 150,000円</u> …④
配偶者控除(老人)	100,000円		
基礎控除	50,000円		

※課税標準額③が200万円以下なので、課税標準額③と調整控除額合計④のいずれか小さい額の5%(市3%・県2%)に相当する金額を控除します。

$$567,000 \text{円(課税標準額③)} > \underline{150,000 \text{円(調整控除額合計④)}}$$

市民税調整控除額	150,000円 × 3% = 4,500円
県民税調整控除額	150,000円 × 2% = 3,000円

市民税所得割額 $567,000 \text{円} \times 6\% - 4,500 \text{円} = 29,520 \text{円} \rightarrow 29,500 \text{円}$ (100円未満切捨)
 県民税所得割額 $567,000 \text{円} \times 4\% - 3,000 \text{円} = 19,680 \text{円} \rightarrow 19,600 \text{円}$ (100円未満切捨)

(5) 所得割額に均等割額4,800円(市民税3,000円、県民税1,800円)を足して、市県民税額を算出します。森林環境税(国税)1,000円も均等割額と併せて市が徴収します。

市民税 $29,500 + 3,000 = 32,500 \text{円}$
 県民税 $19,600 + 1,800 = 21,400 \text{円}$
 森林環境税(国税) 1,000円

市県民税(年税額) 54,900円

○市県民税の所得一覧

収入から必要経費を差し引いたものを所得といい、収入金額－必要経費＝所得金額となります。税金は収入に対してではなく、所得に対してかかります。

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公社債および預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得	収入金額と同額
配当所得	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配（出資に係るものに限る）、基金利息、投資信託（公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託を除く）および特定目的信託の収益の分配に係る所得	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	建物や土地などの不動産、借地権などの不動産の上に存する権利、船舶または航空機の貸付けから生ずる所得	収入金額－必要経費
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業を営んでいる人のその事業から生ずる所得 ※ 「営業等」と「農業」に分けての申告となります。	収入金額－必要経費
給与所得	俸給、給料、賃金、歳費および賞与ならびにこれらの性質を有する給与に係る所得	P 17【給与所得金額の計算表】参照
退職所得	退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与およびこれらの性質を有する給与に係る所得	（収入金額－退職所得控除額）× 1 / 2 ※ 法人役員等としての勤続年数が 5 年以下の法人役員等が支払いを受ける退職金、令和 4 年 1 月 1 日以後に支払われる勤続年数が 5 年以下の役員等以外の退職金において退職所得控除を差し引いた金額のうち 300 万円を超える部分の退職金については、2 分の 1 を乗じる措置はありません。
山林所得	山林の伐採または譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額（最大 50 万円）
譲渡所得	個人が有する土地建物等の資産の譲渡による所得	収入金額－必要経費（－特別控除の特例）
	個人が有する土地建物等以外の資産の譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額（最大 50 万円） ※ 長期譲渡所得の場合、総所得金額への算入額は課税譲渡所得の所得金額× 1 / 2
一時所得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得（生命保険等の保険金、法人から贈与を受けた金品、懸賞当選金品、競馬・競輪の払戻金、遺失物の拾得による報労金など）	P 7 参照
雑所得	公的年金等のほかに、生命保険契約等に基づく年金（個人年金）、原稿料、講演料、税金の還付加算金など上記のいずれにも該当しない所得	①と②の合計額 ①公的年金分：計算方法は P 18【公的年金等の雑所得の計算】参照 ②公的年金分以外の雑所得：収入金額－必要経費

○市県民税の所得控除一覧

種 類	控除要件および控除金額																									
雑損控除	災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合 ◎控除額はA・Bのいずれが多い方 A (損害金額+災害等関連支出の金額-保険金等の額) - (総所得金額等の合計額×10%) B (災害等関連支出の金額-保険金等の額※) - 5万円 ※ 保険金等の額は、まず損害金額から差し引き、保険金等の額が損害金額を超える場合には、災害等関連支出の金額から差し引きます。 ※ Bの保険金等の額は損害金額から保険金等の額を差し引いた残りの保険金等の額になります。																									
医療費控除 ※詳細はP11	自分や自分と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合 ◎控除額(限度額200万円) = 支払った医療費 - 補てん金額 - { (総所得金額等×5%) または 10万円のいずれか少ない方 } ※特例: (上記の通常の医療費控除との重複適用はできない) 自分や自分と生計を一にする親族のために特定一般用医療品等の購入費を支払った場合 ◎控除額(限度額8万8千円) = 特定一般用医療品等の購入額 - 補てん金額 - 1万2千円																									
社会保険料控除	自分や自分と生計を一にする親族のために国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、任意継続保険料、雇用保険料などを支払った場合 ◎控除額 = 当該年中に支払った金額 ※ 年金から介護保険料などの社会保険料が特別徴収(天引き)されている場合は、保険料の支払者は年金の受給者自身となるため、他のかたが社会保険料控除として申告することはできません。天引きではない場合(口座振替を含む)は、実際に支払ったかたの社会保険料控除の対象となります。																									
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく第1種共済契約掛金、確定拠出年金法の企業型および個人型年金(iDeCo)加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金がある場合 ◎控除額 = 当該年中に支払った金額																									
生命保険料控除	自分や自分と生計を一にする親族を受取人とする一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合 ※ 旧契約(契約日が平成23年12月31日まで)と新契約(契約日が平成24年1月1日以降)で計算方法が異なります。																									
	区分	支払保険料の金額(A) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">◎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧契約</td> <td>A 全 額</td> </tr> <tr> <td>「生命保険」</td> <td>$A \times 1 / 2 + 7,500$ 円</td> </tr> <tr> <td>「個人年金」</td> <td>$A \times 1 / 4 + 17,500$ 円</td> </tr> <tr> <td>それぞれ</td> <td>35,000 円(限度額)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">生命保険・個人年金の合計で70,000円が限度</td> </tr> <tr> <td>新契約</td> <td>A 全 額</td> </tr> <tr> <td>「生命保険」</td> <td>$A \times 1 / 2 + 6,000$ 円</td> </tr> <tr> <td>「個人年金」</td> <td>$A \times 1 / 4 + 14,000$ 円</td> </tr> <tr> <td>「介護医療」</td> <td>28,000 円(限度額)</td> </tr> <tr> <td>それぞれ</td> <td>生命保険・個人年金・介護医療の合計は70,000円が限度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">生命保険、個人年金で旧契約・新契約両方ある場合、新旧の合計は28,000円が限度</td> </tr> </tbody> </table>	◎控除額		旧契約	A 全 額	「生命保険」	$A \times 1 / 2 + 7,500$ 円	「個人年金」	$A \times 1 / 4 + 17,500$ 円	それぞれ	35,000 円(限度額)	生命保険・個人年金の合計で70,000円が限度		新契約	A 全 額	「生命保険」	$A \times 1 / 2 + 6,000$ 円	「個人年金」	$A \times 1 / 4 + 14,000$ 円	「介護医療」	28,000 円(限度額)	それぞれ	生命保険・個人年金・介護医療の合計は70,000円が限度	生命保険、個人年金で旧契約・新契約両方ある場合、新旧の合計は28,000円が限度	
	◎控除額																									
	旧契約	A 全 額																								
	「生命保険」	$A \times 1 / 2 + 7,500$ 円																								
	「個人年金」	$A \times 1 / 4 + 17,500$ 円																								
	それぞれ	35,000 円(限度額)																								
	生命保険・個人年金の合計で70,000円が限度																									
	新契約	A 全 額																								
	「生命保険」	$A \times 1 / 2 + 6,000$ 円																								
「個人年金」	$A \times 1 / 4 + 14,000$ 円																									
「介護医療」	28,000 円(限度額)																									
それぞれ	生命保険・個人年金・介護医療の合計は70,000円が限度																									
生命保険、個人年金で旧契約・新契約両方ある場合、新旧の合計は28,000円が限度																										

種 類	控除要件および控除金額		
地震保険料 控 除	自分や自分と生計を一にする親族が常時居住している家屋・家財を目的とし、地震や噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没、流出による損害について支払われる地震保険契約等の保険料を支払った場合		
	区分	支払保険料の金額（B）	◎控除額
	地震	金額に関わらず	$B \times 1 / 2$ 25,000 円（限度額）
	旧長期 ※	5,000 円以下	B 全 額
		5,001 円～ 15,000 円	$B \times 1 / 2 + 2,500$ 円
		15,000 円超	10,000 円（限度額）
地震・旧長期の合計は 25,000 円が限度			
※ 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約			
障害者控除	自分や自分の扶養親族が障害者である場合		
	①普通障害者（身体障害者手帳 3～6 級、精神障害者手帳 2・3 級、療育手帳 B 級など） ◎控除額＝ 26 万円 ②特別障害者（身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者手帳 1 級、療育手帳 A 級など） ◎控除額＝ 30 万円 ③上記②のうち本人または配偶者もしくは本人と生計を一にする親族と同居している場合 ◎控除額＝ 53 万円 ※ 手帳がなくても認定証などがあれば控除の対象になる場合があります。		
ひとり親控除 ・ 寡婦控除	ひとり親控除 婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等 48 万円以下）がいるひとり親のかた ◎控除額＝ 30 万円		
	寡婦控除（次の①または②に該当するかた） ①夫と死別された後再婚していないかた ②夫と離別された後再婚していないかたで、扶養親族（合計所得金額 48 万円以下）がいるかた ◎控除額＝ 26 万円 ひとり親控除と寡婦控除の共通事項 ・合計所得金額が 500 万円以下であることが要件 ・事実婚（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載があるかた）は対象外 ・どちらかに該当し、合計所得金額が 135 万円以下のかたは非課税		
勤 労 学 生 控 除	学生・生徒で合計所得金額が 75 万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が 10 万円以下の場合 ◎控除額＝ 26 万円		
配偶者控除	自分の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合で、生計を一にする配偶者（合計所得金額が 48 万円以下）を扶養している場合 ◎控除額は P 10 をご覧ください。		
配偶者特別 控 除	自分の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合 ◎控除額は P 10 をご覧ください。		

種 類	控除要件および控除金額										
扶 養 控 除	<p>生計を一にする 16 歳以上かつ合計所得金額が 48 万円以下の親族を扶養している場</p> <p>①老人扶養（昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれ） ◎控除額＝ 38 万円</p> <p>②同居老親扶養（①のうち自分か配偶者と同居の直系尊属の場合） ◎控除額＝ 45 万円</p> <p>③特定扶養（平成 14 年 1 月 2 日生まれから平成 18 年 1 月 1 日生まれまで） ◎控除額＝ 45 万円</p> <p>④普通扶養（①から③以外の年齢のかた） ◎控除額＝ 33 万円</p> <p>※ 16 歳未満の年少扶養（平成 21 年 1 月 2 日以後生まれ）のかたがいる場合で、確定申告や市県民税申告をする際には、忘れずに記載してください（P9参照）。</p>										
基 礎 控 除	<p>合計所得金額によって控除額が変わります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除金額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし
合計所得金額	控除金額										
2,400万円以下	43万円										
2,400万円超 2,450万円以下	29万円										
2,450万円超 2,500万円以下	15万円										
2,500万円超	適用なし										

○市県民税の税額控除一覧

種 類	控除要件および控除金額					
調 整 控 除	<p>税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差額に基因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額を控除します。合計所得金額が2,500万円を超える場合、適用対象外となります。</p> <p><課税標準額が200万円以下のかた></p> <p>次の①と②のいずれか小さい額の5%（市3%・県2%）に相当する金額を控除</p> <p>①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額</p> <p>②課税標準額</p> <p><課税標準額が200万円超のかた></p> <p>次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市3%・県2%）に相当する金額を控除</p> <p>①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額</p> <p>②課税標準額から200万円を控除した金額</p>					
	控除の種類		金額			
	障 害 者 控 除	一般	1万円			
		特別	10万円			
		同居特別	22万円			
	ひとり親控除		(父) 1万円	(母) 5万円		
	寡婦控除		1万円			
	勤労学生控除		1万円			
	配 偶 者 控 除	一般	本人の合計所得900万円以下		5万円	
			本人の合計所得900万円超950万円以下		4万円	
			本人の合計所得950万円超1,000万円以下		2万円	
		老人	本人の合計所得900万円以下		10万円	
			本人の合計所得900万円超950万円以下		6万円	
			本人の合計所得950万円超1,000万円以下		3万円	
	配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の合計所得48万円超50万円未満		本人の合計所得900万円以下		5万円
				本人の合計所得900万円超950万円以下		4万円
				本人の合計所得950万円超1,000万円以下		2万円
		配偶者の合計所得50万円以上55万円未満		本人の合計所得900万円以下		3万円
				本人の合計所得900万円超950万円以下		2万円
				本人の合計所得950万円超1,000万円以下		1万円
	扶 養 控 除	普通		5万円		
特定		18万円				
老人		10万円				
同居老親		13万円				
基 礎 控 除	本人の合計所得2,500万円以下		5万円			
	本人の合計所得2,500万円超		調整控除適用外			
配 当 控 除	<p>配当所得がある場合には、配当所得金額に下表の該当する率を乗じた金額を控除します。</p>					
	課税所得金額		1000万円以下の部分		1000万円超の部分	
	区分		市	県	市	県
	利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
	証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

種 類	控除要件および控除金額
寄附金税額控除	<p>地方公共団体、秋田県共同募金会、日本赤十字社秋田県支部および秋田県または秋田市が条例で指定した団体へ寄附した場合には、次の①と②により計算した額の合算額（②は所得割額の2割が上限）を控除します。</p> <p>①（イとロのいずれか少ない金額－2,000円）×（市民税6％・県民税4％） イ：寄附金の支払額 ロ：総所得金額等の30％</p> <p>②（地方公共団体への寄附金の支払額－2,000円）× （90％－＊0～45％×1.021）×市民税3／5、県民税2／5 ＊は寄附をした年分の所得に係る所得税率</p> <p>※ 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」適用の場合は計算式が異なります。 ※ 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」以外の「寄附金税額控除」の控除には、確定申告書第二表もしくは市県民税申告書の所定の欄への記載が必要です。</p>
住宅借入金等特別税額控除	<p>平成21年から令和7年12月31日までに入居したかたで、前年分の所得税で住宅借入金等特別控除を受けた場合、アとイのいずれか少ない金額を控除します（市民税3／5、県民税2／5）。</p> <p>ア 住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額 イ 所得税の課税総所得金額等の額の5％（最高97,500円） ※ 平成26年4月から令和3年12月までの居住で、適用されている消費税率が8％または10％の場合は、イは所得税の課税総所得金額等の額の7％（最高136,500円）です。</p> <p>※ 年末調整で所得税の住宅ローン控除を受けるかたは源泉徴収票に、確定申告で所得税の住宅ローン控除を受けるかたは確定申告書に、『住宅借入金等特別控除可能額』、『住宅借入金等特別控除区分』及び『居住開始年月日』の明記が必要です。</p> <p>※ 控除期間は10年となりますが、居住を開始した日や住宅の種類によって13年に延長される場合があります。</p>
外国税額控除	<p>外国で所得税や住民税に相当する税金が源泉徴収された所得がある場合、国際間の二重課税にならないよう、一定の金額を限度として控除します。</p> <p>所得税において外国税額控除が行われた場合、所得税で控除しきれないときは、まず県民税の所得割の額から一定の金額を限度として控除し、さらに控除しきれない額があるときは、市民税の額から一定の金額を限度として控除します。</p> <p>（注）控除限度額は、次のとおりです。</p> <p>①所得税 $\frac{\text{その年分の所得税額}}{\text{その年分の所得総額}} \times \frac{\text{その年分の調整国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}} = \text{所得税控除限度額 (A)}$</p> <p>②県民税 (A) × 12％＝県民税控除限度額 ③市民税 (A) × 18％＝市民税控除限度額</p>
配当割額控除	<p>特定配当等から特別徴収された配当割額を控除します（市民税3／5、県民税2／5）。</p> <p>※ 次の株式等譲渡所得割額控除の（注）をご覧ください。</p>
株式等譲渡所得割額控除	<p>特定株式譲渡益から特別徴収された株式等譲渡所得割額を控除します（市民税3／5、県民税2／5）。</p> <p>（注）※ 上場株式の配当・譲渡所得（源泉徴収選択口座）は、必ずしも申告を必要としませんが、申告した場合は県民税2％、市民税3％の税率となります。</p> <p>※ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除の適用には、確定申告書第二表の所定の欄への記載が必要です。</p> <p>※ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除で所得割で控除しきれなかった分は、均等割などに充当か還付されます。</p>

お問合せ先

個人市民税について		
市民税課	個人市民税担当	TEL 018-888-5476 FAX 018-888-5474

税証明書について		
市民税課	庶務・税制担当	TEL 018-888-5473 FAX 018-888-5474

軽自動車税・法人市民税について		
市民税課	庶務・税制担当	TEL 018-888-5475 FAX 018-888-5474

固定資産税について		
資産税課	土地担当	TEL 018-888-5477
	家屋担当	TEL 018-888-5479
	償却資産担当	TEL 018-888-5480
	共 通	FAX 018-888-5478

納税について		
納税課	納税担当	TEL 018-888-5481 FAX 018-888-5482

所得税その他国税について		
秋田南税務署	秋田市中通五丁目5番2号	TEL 018-832-4121
秋田北税務署	秋田市土崎港中央六丁目9番13号	TEL 018-845-1161

飯島、上新城、金足、港北、将軍野、下新城、外旭川、土崎、寺内将軍野、寺内通穴が秋田北税務署の管轄、それ以外は秋田南税務署の管轄となります。

※自動音声案内にしたがって選択してください。
※面接相談を希望される場合は、電話予約が必要です。

個人市民税のしおり Q&A

編集・発行 秋田市企画財政部市民税課 個人市民税担当
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
令和7年1月末日発行



◎注意 このQ&Aは、令和6年12月末日時点の税制度を基に作成しています。
今後の税制改正等により、内容に変更がある場合があります。

秋田市のホームページ

【広報ID(ページ)番号 1000695】

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/zeikin/index.html>

秋田市 市税 QA

検索

